

東京学芸大学教務委員会規程等の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成16年3月4日

東京学芸大学長  
鷺山恭彦

次に掲げる規程の一部について、別紙新旧対照表の左欄を、右欄のように改正する。

平成16年規程第26号

- (1) 東京学芸大学教務委員会規程（平成11年規程第4号）
- (2) 東京学芸大学学生委員会規程（平成11年規程第5号）
- (3) 東京学芸大学就職委員会規程（昭和56年規程第6号）

東京学芸大学教務委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>学生の身分取扱いに関する事</u>。</p> <p>(2) <u>卒業及び修了の認定に関する事</u>。</p> <p>(3) <u>カリキュラムの運用に関する事</u>。</p> <p>(4) <u>カリキュラム運営の方法とその改善に関する事</u>。</p> <p>(5) <u>カリキュラム編成の一部補正に関する事</u>。</p> <p>(6) <u>介護等体験の運営に関する事</u>。</p> <p>(7) <u>授業情報及び授業評価に関する事</u>。</p> <p>(8) <u>学芸員等諸資格に関する事</u>。</p> <p>(9) <u>科目等履修生及び研究生等の受入れその他現職教育に関する事</u>。</p> <p>(10) <u>その他教務に関する事</u>。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>部教官会から選出された教授会構成員</u> 各2名</p> <p>(2) <u>学長が委嘱した者</u> 若干名</p> <p>（任期）</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>（審議事項）</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) <u>学部、大学院（教育学研究科をいう。以下同じ。）及び特殊教育特別専攻科（以下「学部等」という。）学生の身分の取扱い（懲戒を除く。）に関する事</u>。</p> <p>(2) <u>学部等の卒業及び修了に関する事</u>。</p> <p>(3) <u>大学院における学位論文審査委員会の設置に関する事</u>。</p> <p>(4) <u>大学院における学位の付記に関する事</u>。</p> <p>(5) <u>大学院における在学年数短縮修了に関する事</u>。</p> <p>(6) <u>大学院における長期履修学生の認定に関する事</u>。</p> <p>(7) <u>学部等のカリキュラム編成に関する事</u>。</p> <p>(8) <u>学部等のカリキュラムの運用の方法（シラバスを含む。）及びその改善に関する事</u>。</p> <p>(9) <u>課程認定及び教育職員免許取得に関する事</u>。</p> <p>(10) <u>学芸員等諸資格取得に関する事</u>。</p> <p>(11) <u>科目等履修生及び研究生等の受入れに関する事</u>。</p> <p>(12) <u>学生交流規程に基づく派遣・受入（外国留学を除く。）に関する事</u>。</p> <p>(13) <u>既修得単位等認定単位に関する事</u>。</p> <p>(14) <u>単位互換制度の運用に関する事</u>。</p> <p>(15) <u>介護等体験の運用に関する事</u>。</p> <p>(16) <u>授業暦に関する事</u>。</p> <p>(17) <u>学習支援（履修指導等）に関する事</u>。</p> <p>(18) <u>教室（講義棟）の管理・運営に関する事</u>。</p> <p>(19) <u>その他教務に関する事</u>。</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) <u>各学系の教授会構成員から選出された者</u> 各2名</p> <p>(2) <u>学務課長</u></p> <p>(3) <u>大学院課長</u></p> <p>(4) <u>その他必要に応じて学長が委嘱する者</u> 若干名</p> <p>2 <u>前項第1号及び第4号の委員は、大学院担当教員に限るものとする。</u></p> <p>（任期）</p> <p>第4条 <u>前条第1項第1号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>〔省略〕</p>

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 改正前の東京学芸大学教務委員会規程第3条第1号の規定により選出された委員については、改正後の規程第3条第1項第1号の規定により選出されたものとみなす。